

保育所・放課後児童クラブ等で働く皆さまへ ～「応援協力金」のご案内～

○職員の方々に応援協力金を支給します

保育所、放課後児童クラブ等は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言中等において、感染防止対策に講じながら継続してサービスを提供してきました。この間、心身に負担がかかる中、強い使命感を持って保育サービスの提供等に従事して頂いた職員の方々に、島根県と市町村で協力して応援協力金を支給します。

○支給額

50,000円（非課税所得に該当する取扱いになります）

○対象者

次の①～④の要件にすべて該当する方

- ①令和2年3月2日（月）～令和2年5月25日（月）の期間内（対象期間）に次の対象施設等に5日以上勤務していた。

対象施設

- ・保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園
- ・幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）・放課後児童クラブ
- ・認可外保育施設

※家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業も保育所に含まれます。

※その他、応援協力金の趣旨から市町村が認めた施設を含みます。

- ②令和2年4月1日以降も対象施設に勤務している。

※同じ施設でなくてもよいです。

- ③対象施設において、児童・保護者との接触を伴う業務等に従事していた。

※原則として、児童と接する業務に従事した職員が対象です。

※調理師等、感染防止に配慮が必要な業務に従事した職員も含まれます。

※正規・非正規、パート、日々雇用等の雇用形態や、資格の有無は問いません。

- ④同じような給付金等を受けていない。

※同一趣旨の給付金を受けている、またはこれから受ける場合は、対象になりません。

○支給方法

原則、お勤めの施設を通じての支給となります

※令和2年4月1日以降にお勤めの施設を退職された方を含みます。

※ご不明な点などは、お勤めの施設又は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】（受付時間は9:00～17:00 土日祝日を除く）

松江市子育て政策課 電話0852-55-5667 / 島根県子ども・子育て支援課 電話0852-25-6715,6767

※認可外保育施設については、島根県子ども・子育て支援課までお問い合わせ下さい。